# 住居確保給付金のご案内

## 令和２年４月２０日から対象者が拡がりました

住居確保給付金は，※就職にむけた活動をするなどを条件に，
一定期間，家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

**これまでの対象者　離職・廃業から2年以内の方**

**令和２年4月20日以降**
**2年以内の離職・廃業，または休業等により**
**収入が減少し，住居を失うおそれがある方**

**住居確保給付金の支給により，**
**安定した生活を送ることができます。**

## 主な給付要件チェックリスト

| 項　　目 | チェック欄 |
|---|---|
| 離職・廃業をした日から２年以内，またはやむを得ない休業等により，収入を得る機会が減少していますか？ | □ |
| 収入が，下記の「収入基準額（月額）＋家賃実額（上限あり）」以下で，かつ，預貯金等の資産が下記の金額以下ですか？<br>※４人世帯以上の収入基準額等は直接窓口までお問い合わせください。 | □ |
| 申請時に，主として世帯の生計を維持していますか？ | □ |

| | 単身世帯 | ２人世帯 | ３人世帯 |
|---|---|---|---|
| 収入基準額（月額） | 84,000円 | 130,000円 | 172,000円 |
| 支給家賃額（上限額） | 35,000円 | 42,000円 | 46,000円 |
| 預貯金等の資産 | 504,000円 | 780,000円 | 1,000,000円 |

**○すべての項目にチェック✔が付いた方**
**呉市生活支援課 自立支援室内「福祉の窓口」（呉市役所２階）に相談下さい。**

電話（０８２３）２５－３５７１　FAX（０８２３）２４－６８１３